

吉島茂・大橋理枝 訳・編「外国語教育Ⅱ—外国語の学習、教授、評価のためのヨーロッパ共通参考枠—」朝日出版社、2004年9月25日刊を読む

外国語の学習、教授、評価のためのヨーロッパ共通参考枠

Common European Framework of Reference for Languages:Learning, teaching, assessment
の政治的および教育的背景

〈Common European Framework of Reference for Languages:Learning, teaching, assessment (CEFR) とは何か?〉

1. (1) CEFR(セファール)の目的はヨーロッパの言語教育のシラバス、カリキュラムのガイドライン、試験、教科書、等々の向上のために一般的基盤を与えることである。
(2) 言語学習者が言語をコミュニケーションのために使用するためには何を学ぶ必要があるか、効果的に行動できるようになるためには、どんな知識と技能を身につければよいかを総合的に記述するものである。
(3) そこでは言語が置かれている文化的なコンテクストをも記述の対象とする。
(4) CEFRはさらに学習者の熟達度のレベルを明示的に記述し、それぞれの学習段階で、また生涯を通して学習進度が測れるように考えてある。
2. (1) CEFRは、ヨーロッパのさまざまな教育制度の差が原因となって、現代語の分野で働いている専門家間相互の対話が妨げられている現状の打開を意図している。
(2) 教育行政関係者、授業コース設計者、教師、教師養成者、試験機関、等々が、自らの日常の業務に反省をめぐらし、それぞれがなす努力の意味・位置を確認し、その成果を共有できるよう、さらに、彼らが学習者に対して責任を負っている以上、学習者の現実の必要性に適合した仕事ができるよう、そのための手段を提示するものである。
3. (1) 対象領域、内容、方法を明示的に記述するための共通基盤を示すことによって、CEFRは、コース授業、シラバス、能力検定の透明化を促進し、そうすることによって現代語の領域で国際的共同作業を前進させようとするものである。
(2) 言語熟達度を表す客観的基準を提示することにより、さまざまな学習環境の下で与えられている資格の相互認定も容易になるはずである。
(3) これはまたヨーロッパ内における人的移動を助長するものであろう。
4. (1) このCEFRが分類学的方法を採用した必然的結果として、巨大な複合体である人間の言語をいくつかの別個の要素に分解することになった。
(2) その結果、心理学的あるいは教育学的にもある程度深く立ち入らざるを得なくなる。コミュニケーションには人間の存在全体が関わっている。

- (3)以下で分類し、個別で取り上げている言語能力の間には、個々の人間の人格形成にあたっての複雑な相互作用が見られる。
- (4)社会的存在(social agent)として、個人はそれが一定の広がりを持つ、いくつかの社会集団と関係を持っているが、これらの集団はその社会のグループの中でお互いに重なり合う面を見せていく。
- (5)そして、その社会集団は全体として、その個人にとってのアイデンティティーを作り上げている。
- (6)異文化を意識した教授法の中心的目標は、学習者が言語と文化に見られる異質性を経験することによってその人格全体を豊かにし、アイデンティティー感覚が好ましい方向に発展するよう手助けすることである。
- (7)それらの部分を、健全な形で成長していく自己全体の中に取り入れ、再統合することが、教師と学習者自身にそれぞれ残された課題である。
5. (1)CEFRは「部分的」資格認定(‘partial’ qualifications)も許容する立場を取る。
(2)かなり限定された形での言語知識だけが要求される環境であれば、それをよしとするのである。(例えば「話すこと」より「理解すること」が求められるような場合である。)
(3)あるいは、第三、第四の言語を学習するための時間的制限がある場合、例えば、学習した技能自体が使えることより、学習したことが分かることを目指した方が学習結果としてより有意義かもしれない。
(4)このような能力にも公の認知を与えることは、さまざまな種類の言語が存在するヨーロッパの中で、より多くの種類の言語を学ばせることにつながり、そのことは複言語主義(plurilingualism)を浸透させるのに寄与するであろう。

Council of Europeの言語政策のねらいと目標

1. CEFRはCouncil of Europeの総合目標に奉仕するものである。大臣会議のR(82)18とR(98)6に記されているところによれば、「より大きな統一性をそのメンバー間にもたらす」とこと、また「文化領域における共通行動を採用して」この目標の達成を狙うことである。
2. Council of Europeの文化協調会議(Cultural Co-operation)は、開設以来、現代語に関する一連の中期的プロジェクトを行ってきたが、三つの原則を堅持することでその一貫性と連續性を全うしてきた。それはCouncil of Europeの大蔵会議の勧告文R(82)18の前文にまとめられている。
3. (1)ヨーロッパにおける多様な言語と文化の豊かさは価値のある共通資源であり、保護され、発展させるべきものである。
②また、その多様性をコミュニケーションの障害物としての存在から、相互の豊饒と相互理解を生む源へと転換させるために、主たる教育上の努力が払われねばならない。
(2)異なる母語を話すヨーロッパ人の間のコミュニケーションと相互対話を容易にし、ヨーロ

ツバ人の移動、相互理解と協力を推進し、偏見と差別をなくすことは、ヨーロッパで使われている現代語をよりよく知ることによってのみ可能になる。

(3) 加盟国が現代語の学習と教育の領域で、国家政策を展開・施行するに当たっては、ヨーロッパ全体というレベルでの一致を今まで以上に目指して、政策の協調、協同が進展するように図られたい。

4. この原則の追求に当たって、大臣会議は加盟国政府に次の呼びかけを行った：

(1) 一国の中で、あるいは国際間で、現代語の教育と総合的評価に携わる政府機関や民間の機関および教材の制作・使用に関わる機関の間の共同作業を推進すること。これはマルチメディア教材の制作・使用に携わる機関にも該当する。

(2) 言語の学習、教育、調査のあらゆる分野をカバーした情報を交換するヨーロッパ的システムを確立するために必要なステップを踏み、情報技術を十全に活用すること。

5. 従って、CDCC(Council for Cultural Co-operation)、その教育委員会およびその現代語部会は、加盟国の政府機関および民間機関に対し、こうした基本的原則と並行して、言語学習を推進するよう、奨励、支援、また調整の活動に当たってきた。特に、R(82)18の付録で述べられている一般的な手段を実施するためのステップに従って言語学習を改良するよう強調してきたのである。

P1～2

<コメント>

欧州委員会は、ヨーロッパ統合を推し進めるために、言語政策の第1として「外国語の学習・教授・評価のためのヨーロッパ共通参考枠」の大研究を1990年代にスタートし、2000年代にほぼ軌道に乗せた。ヨーロッパでCEFRを知らない語学の先生は一人も存在せず、ヨーロッパの語学の教材にはCan Doのレベル表示が見られる。20年遅れで、日本でも英検や文科省が本格的導入を図り始めた。日本に来る外国人への日本語教育にもCEFRの導入が決まりそうであるがたく思う。本書は、日本へCEFRの紹介をしたもの。ぜひ、ご熟読いただきたい。

2019年5月20日(月)林明夫